

【注意事項】 予算残額の範囲内での対応となるため、申請されたものが必ず交付決定となるものではありません。

二次募集

タクシー車両導入補助金のご案内

(令和8年度高知県タクシー車両導入等支援事業費補助金)

二次募集期間

令和8年7月24日(金)～7月31日(金)17時必着

タクシー車両の更新(代替)等に要する経費を支援します

- ・一次募集で交付決定を受けた事業者の方も申請できます
- ・複数台の申請もできます

対象事業者	分類	定義
	タクシー事業者	令和8年4月1日時点で県内に営業所を設置している、一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業に限定された許可により事業を行う者を除く）
補助対象事業	補助対象経費	
	タクシー事業に使用する車両の導入に要する経費（車両本体及びリフト又はスロープの設置費） ▽対象となる車両 ・令和2年度燃費基準達成車以上（※）の車両 ・中古車の場合、初度登録からの経過年数が満5年未満 且つ累積走行距離が300,000km未満の車両	【補助率】 1 / 2 以内 【補助上限額】 車両1台あたり160万円
補助要件	・車両の更新(代替)を行う場合は、代替前の車両が初度登録から満8年を経過していること。 ・高知県内の営業所に配置する車両であること。	

「軽自動車タクシー」の導入も補助対象となります！

(※) 「令和2年度燃費基準達成車以上」の車両に該当するかどうかについては、国土交通省ホームページよりご確認ください。

【現在新車として販売されている車種】

・自動車の燃費性能に関する公表 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr10_000013.html

【上記以外の車種も含めた燃費一覧（平成16年以降）】

・自動車燃費一覧 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_mn10_000002.html

留意事項

- ・交付決定前の着手（契約）は認められません。
※補助対象外となります。
- ・令和9年3月10日(水)までに実績報告書を提出してください。
※実績報告書の提出までに、①車両が納車され、②車両代金等の支払いが完了していることが必要です。

詳しくは
県ホームページ
掲載の公募要領
をご確認
ください⇒



高知県 タクシー 補助金 で検索！

高知市内のタクシー事業者の方

高知市ハイヤー協同組合

【電話】088-866-0520 (受付時間：平日9:00～12:00、13:00～16:30)

【メール】hire-kochicity@ia9.itkeeper.ne.jp

高知市以外のタクシー事業者の方

一般社団法人高知県ハイヤー協会

【電話】088-866-6555 (受付時間：平日9:00～12:00、13:00～16:30)

【メール】kochi-taxi@ia6.itkeeper.ne.jp

問い合わせ先